

佐渡市立 消費生活センターへ ご相談ください

消費生活センターは、個人情報を守られています。苦情や被害に遭われた方はじめ、不安に感じたり、何かおかしいと思われたときには、まず消費生活センターへ相談をしてください。

消費生活センターに寄せられた相談

平成19年度は644件で、前年度対比86%（前年度746件）と減少になりましたが、これらは「はがきによる架空請求」の相談が減少したことによるものです。一方、契約・購入金額を含む請求金額は、1億9,700万円余りあり、前年度と比べ106.9%増となるなど、依然として悪質・巧妙な業者による手口は後を絶たない状況にあります。

相談内容の特徴

海外宝くじの購入を勧める「当選商法」。頼んでもいない書籍が送られてくる「無断契約」。健康食品や健康治療器など仮設店舗で高額な商品を購入させる「催眠商法」。住宅のリフォームなど突然の訪問によって契約せられる「点検商法」などが割合を占め、特に60歳以上の相談割合は65%を占め、なかでも一人暮らし高齢者の契約事例が際立っています。

振り込め詐欺に

「ご注意ください!!」

架空請求ハガキによる被害が発生しています。このようなハガキの内容は、いかにも法的に決められているように書か

市立消費生活センター
(市役所佐和田支所内 2階)

開館時間 午前9時～午後4時(平日)
相談料 無料

☎57-8143 専用FAX52-6024

れており、急いで連絡しないと大変なことになるってしまうと思わせるような内容が多くありますが、相手の言いなりになって振り込まないでください。

架空請求ハガキを受け取ったときは：

- 1 利用した覚えがなければ払わない。(脅し文句にひるまないように)
- 2 相手に連絡しない。(電話番号などの個人情報絶対には知らせない。)
- 3 請求ハガキなどの証拠は保管する。
- 4 悪質な取り立ての場合は、警察に相談する。
- 5 「裁判所」からの「呼出状」の封書が届いた場合は、直ちに消費生活センターに相談するなどの対応をとる。

お気軽にご相談を

佐渡ひまわり基金法律事務所

場所 新潟交通佐和田ビル4階

(河原田諏訪町80-4)

☎58-7166 (要予約)

FAX 57-0315



佐藤克哉弁護士

6月10日から佐渡市に赴任しました。神奈川県出身の32歳です。4年半、新潟市で弁護士業務をし、市民の方の身近な弁護士でありたいという思いから当地に赴任しました。サラ金等の多重債務、損害賠償請求(交通事故、医療過誤、先物・投資取引被害等)、悪徳商法、その他の民事・家事・刑事事件全般を取り扱っています。